

古殿町地域防災計画

【 計 画 編 】

(平成26年8月)

古殿町防災会議

目 次

第1章 総 則

| | |
|----------------------|---|
| 第1節 計画の目的及び位置づけ | 1 |
| 第2節 基本方針と活動目標 | 3 |
| 第3節 古殿町の概況 | 6 |
| 第4節 調査研究推進体制の充実 | 7 |
| 第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 | 8 |

第2章 災害予防計画

| | |
|--------------------------|----|
| 第1節 防災組織の整備・充実 | 12 |
| 第2節 防災情報通信網の整備 | 18 |
| 第3節 災害別予防対策 | 21 |
| 第4節 雪害予防対策 | 27 |
| 第5節 火災予防対策 | 31 |
| 第6節 建造物及び文化財災害予防対策 | 35 |
| 第7節 電力、ガス施設災害予防対策 | 37 |
| 第8節 緊急輸送路等の指定 | 39 |
| 第9節 避難対策 | 41 |
| 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備 | 47 |
| 第11節 食料等の調達・確保及び防災倉庫等の整備 | 49 |
| 第12節 防災教育 | 52 |
| 第13節 防災訓練 | 55 |
| 第14節 自主防災組織の整備 | 57 |
| 第15節 要配慮者予防対策 | 60 |
| 第16節 ボランティアとの連携 | 65 |
| 第17節 危険物施設等災害予防対策 | 67 |

第3章 災害応急対策計画

| | |
|---------------|-----|
| 第1節 応急活動体制 | 71 |
| 第2節 職員の動員配備 | 73 |
| 第3節 災害情報の収集伝達 | 78 |
| 第4節 通信の確保 | 93 |
| 第5節 相互応援協力 | 96 |
| 第6節 災害広報 | 99 |
| 第7節 消防計画 | 101 |
| 第8節 水防計画 | 103 |
| 第9節 救助・救急 | 105 |
| 第10節 自衛隊災害派遣 | 107 |
| 第11節 避難 | 112 |

| | |
|-------------------|-----|
| 第12節 避難所の設置・運営 | 120 |
| 第13節 医療（助産）救護 | 124 |
| 第14節 緊急輸送対策 | 127 |
| 第15節 警備活動及び交通規制措置 | 129 |
| 第16節 防疫及び保健衛生 | 135 |
| 第17節 廃棄物処理対策 | 139 |
| 第18節 救援対策 | 142 |
| 第19節 被災地の応急対策 | 145 |
| 第20節 応急仮設住宅の供与 | 148 |
| 第21節 死者の捜索、遺体の処理等 | 152 |
| 第22節 生活関連施設の応急対策 | 155 |
| 第23節 文教対策 | 162 |
| 第24節 要配慮者対策 | 166 |
| 第25節 ボランティアとの連携 | 169 |
| 第26節 危険物施設等災害応急対策 | 171 |
| 第27節 災害救助法の適用等 | 173 |
| 第28節 雪害応急対策 | 177 |
| 第29節 凍霜害対策 | 180 |

第4章 災害復旧計画

| | |
|---------------|-----|
| 第1節 公共施設の復旧対策 | 182 |
| 第2節 被災地の生活安定 | 186 |

第5章 個別災害対策計画

| | |
|---------------|-----|
| 第1節 地震対策計画 | 195 |
| 第2節 原子力事故対策計画 | 202 |
| 第3節 航空機事故対策計画 | 207 |

第1章 総則

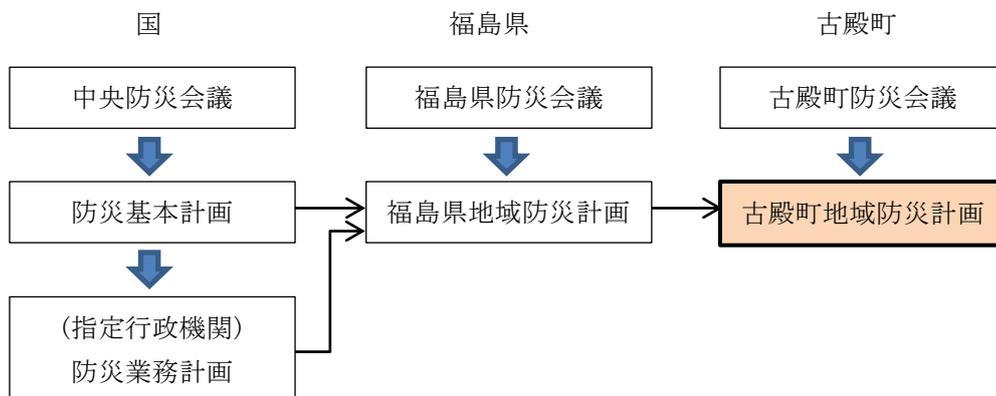
第1節 計画の目的及び位置づけ

第1 計画の目的

この計画は、町内の風水害、雪害、地震災害等に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。

第2 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本防災会議が処理しなければならない事務または業務について、総合的な運営を規定したものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）と連携した町に関する計画である。



国、県、町における防災会議と防災計画の位置づけ

第3 計画の性格

この計画は、関係機関の実施責任を明確にするとともに相互の緊密な連携を図るための基本を示すものである。災害は突発的に不測の事態が発生し、その実態も多種多様であることから、迅速かつ適正な活動が行わなければならないため、特に関係機関との連携が強く要求される。また、特定の災害については、科学的研究の成果及び発生した災害とその対策の経験を重ねることによって、修正を加え逐次完備しておかなければならない。

なお、防災関係機関は、平常時から訓練や研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図る。

第4 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第35条の規定に基づいて、本町における災害の実態を分析して問題点の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定めたものである。第1章を総則とし、第2章災害予防計画、第3章災害応急対策計画、第4章災害復旧計画、第5章個別災害対策計画の4本の柱で構成し、さらに、計画に関する資料を資料編にまとめたものである。

第5 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第6 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第7 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 防災広報の徹底

住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図る。

第2節 基本方針と活動目標

第1 基本方針

この計画は、防災に関し、国、県及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災空間の形成

本町は、福島県の南、石川郡の南東端に位置し、町のほぼ中央を鮫川が流れ、その支流に大平川、大久田川、小松川などがあり、その川沿いに耕地や宅地が集中している。また集落は、山腹斜面に沿って点在しており、気象情報や避難勧告等の情報を的確に伝えるための情報伝達手段を整備をしていくことが必要である。

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、自立的な防災性を高めていくことが重要である。

このため、災害に強い町づくりを進める上で、町の地域特性を活かし、防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図る。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災、さらには東日本大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村の生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努める。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することが出来ないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手出来なくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応をとるためには町、県、国を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらに、日頃は防災と関係の少ない課においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの課においても、災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当課の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当課に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易でないものと考えられる。このため、防災担当課のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことが出来るのかをあらかじめ検討しておく必要がある。町のそれぞれの機関、課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことが出来るかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全な町づくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

第2 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、災害の様相は、発災の直後から時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

| 活動区分 | | 活動目標 |
|------|-----|--|
| 発災直前 | | <ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施 |
| 発災後 | 初動期 | <ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路警戒、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策 |
| | 応急期 | <ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・緊急輸送ネットワークの確保 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 |
| | 復旧期 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・ライフラインの復旧 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・町環境の回復 ・生活の再建 |
| | 復興期 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・復興計画の推進 ・町機能の回復・強化 |

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

第3節 古殿町の概況

第1 位置と地勢

古殿町は、福島県の南東に位置し、福島空港から車で30分、東北新幹線新白河駅、郡山駅から車で60分。JR水郡線磐城石川駅から30分の所にあり、町の中心部を東西に県道いわき石川線、横川より町の中央を北に国道349号が走っている。東はいわき市田人・遠野、西は石川町、南は鮫川村に、北部は平田村、いわき市三和に隣接し、東西15.5km、南北19.5km、総面積163.47平方キロメートルを有する。阿武隈山系の、標高300m～600mの所にあり、東経140° -35′ 北緯37° -15′ のところにある。

耕地は、鮫川とその支流の大平川の流域に点在し、集落は山腹斜面に沿って散在し森林面積は87%を占めている。主な山岳は町中心地より南に鎌倉岳(669m)、三株山(842m)、北方に芝山(819m)、北東に犬仏山(767m) 大辻山(734m)があり、気象条件がよければ、三株山より太平洋を眺めることも出来る。

(町地目別面積調：資料1-1-1、古殿町の主な山岳：資料1-1-2、古殿町の主な河川資料：1-1-3)

第2 気象

本町は、山地によって囲まれ、阿武隈山系にあるため、これが気象条件に与える影響も大きく、年間の平均気温は12.2度、初霜期10月30日、晩霜期4月30日であり、おおよそ最低気温は-10.5度、1年間の平均降雨量は927mmである。

第3 地質

地質は花崗岩を母体とした形式で、中生層及び古生層の竹貫式結晶片岩でおおわれており、町を縦貫する鮫川を境として南部は御斎所式結晶片岩が分布し、地形については東部はややなだらかである。

第4 災害の発生状況

本町の災害発生状況は、火災、水害が主であるが、平成23年3月に発生した東日本大震災及び翌月に発生した余震では、建物の損害や道路の崩落等の被害も発生している。

第4節 調査研究推進体制の充実

第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町は、整備した詳細な情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県が整備するデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第3 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりする等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団、その他組織の整備並びに公共的団体、その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町が有する全ての機能を十分に発揮する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を図る。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 古殿町

- (1) 町防災会議の事務調整に関すること。
- (2) 防災知識の整備及び育成指導に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災施設の整備に関すること。
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関すること。
- (7) 消防活動その他の応急措置に関すること。
- (8) 避難対策に関すること。
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施に関すること。
- (11) 保健衛生に関すること。
- (12) 文教対策に関すること。

- (13)被災施設の復旧に関する事。
- (14)その他の災害応急対策に関する事。
- (15)その他災害の発生を防御及び拡大防止のための措置に関する事。
- (16)関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。

2 消防機関

須賀川地方広域消防本部（石川消防署古殿分署）。

- (1)火災、災害警戒防御活動に関する事。
- (2)警戒、警報等の広報及び伝達に関する事。
- (3)災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動に関する事。
- (4)被害情報の収集及び被害調査に関する事。
- (5)危険物の安全及び規制に関する事。

古殿町消防団

- (1)火災予防の指導及び広報活動に関する事。
- (2)水、火災防御及び地震等の災害の鎮圧、警戒に関する事。
- (3)災害時における救助活動及び避難活動に関する事。
- (4)消防水利の確保、保全に関する事。

3 福島県

県中地方振興局

- (1)防災組織の整備に関する事。
- (2)町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事。
- (3)防災知識の普及及び教育に関する事。
- (4)防災訓練の実施に関する事。
- (5)防災施設の整備に関する事。
- (6)防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関する事。
- (7)災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (8)緊急輸送の確保に関する事。
- (9)交通規制、その他社会秩序の維持に関する事。
- (10)保健衛生に関する事。
- (11)文教対策に関する事。
- (12)町が実施する被災者の救助及び救護の応援に関する事。
- (13)災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。
- (14)被災施設の復旧に関する事。
- (15)その他災害の発生を防御及び拡大防止のための措置に関する事。

県中保健福祉事務所

- (1)医薬品等の需給調整に関する事。
- (2)災害地における防疫及びその他環境衛生に関する事。
- (3)被災地の飲料水の対策に関する事。

- (4) 被災要保護者等の救護及び更生の対策に関すること。

県中農林事務所須賀川農業普及所

- (1) 災害時における農作物の技術対策に関すること。

石川土木事務所

- (1) 水防活動（水防資材の調達を含む。）に関すること。
- (2) 交通不能箇所の調査及びその応急対策に関すること。
- (3) 土木関係被害の調査及びその対策に関すること。

県中教育事務所

- (1) 文教対策に関すること。

4 指定地方行政機関

東北農政局福島地域センター

- (1) 災害時における主要食糧の需要調整に関すること。

国土交通省郡山国道工事事務所

- (1) 直轄公共土木施設の整備及び防災管理に関すること。
- (2) 被災公共土木施設の復旧に関すること。

5 福島県警察

石川警察署

- (1) 災害に関する広報及び警報の伝達に関すること。
- (2) 被害状況の把握と警備体制の確立に関すること。
- (3) 避難等の処置に関すること。
- (4) 交通の確保に関すること。
- (5) 被災地における治安の確保に関すること。
- (6) 災害防衛活動及び災害救助活動に対する協力に関すること。

6 指定公共機関又は指定地方公共機関

日本郵便(株)（古殿郵便局）

- (1) 災害時における郵政事業運営の確保
- (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策
- (3) 被災地域の町に対する簡易保険積立金による短期融資
- (4) 災害時における被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の提供

東日本旅客鉄道(株) 磐城石川駅

- (1) 鉄道施設等の整備及び防災管理に関すること。
- (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力に関すること。
- (3) 災害時における応急輸送対策に関すること。

(4) 被災鉄道施設の復旧に関する事。

東日本電信電話(株) 郡山支店 ほか各通信事業者

- (1) 電信通信施設の整備及び防災管理に関する事。
- (2) 災害非常通信の確保に関する事。
- (3) 被害電気通信施設の復旧に関する事。

東北電力(株) 須賀川営業所

- (1) 電力供給施設の整備及び防災管理に関する事。
- (2) 災害時における電力需給の確保に関する事。
- (3) 被害電力施設の復旧に関する事。

福島交通(株) 石川営業所

- (1) 被災地の人員輸送に関する事。
- (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力に関する事。

福島県トラック協会須賀川支部

- (1) 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期すとともに、町及び防災関係機関等の任務を明らかにし防災体制を多角的に検討しながら、その組織化を図るものとする。

第1 町の防災組織【生活福祉課】

1 古殿町防災会議

(1) 所掌事務

防災会議の所掌事務は次のとおりとする。

ア 古殿町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(古殿町防災会議条例：資料 1-2-1)

(2) 組織

防災会議の組織は、防災関係機関の長及び会長の指名する職員をもって構成する。

(古殿町防災会議委員名簿：資料 1-2-2)

(3) 防災計画の修正

この防災計画は、毎年定期に検討を加え、必要があると認めるときは修正するとともに、随時必要と認めるときは、すみやかに修正をする。

(4) 計画の周知徹底

この防災計画は、当町の全職員及び関係地方行政機関、関係地方公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるようにし、計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知徹底しておく。

(5) 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町における災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として抵触しないように作成されなければならない。

2 古殿町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置する。

所掌事務としては、防災会議と堅密な連絡のもとに、町地域防災計画の定めるところにより町内の災害予防及び応急対策を実施する。

3 町水防管理団体

水防法第3条に基づき設置し、町内河川の洪水による水害を警戒し、防御する。

第2 防災関係機関の防災組織【生活福祉課】

古殿町を所管し又は、町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、古殿町地域防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

第3 自主防災組織【総務課・生活福祉課】

災害対策基本法第5条の規定に基づき、災害発生時の被害を軽減するためには、町や防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自らの力で守る」という意識のもとに自主防災組織を結成し、相互扶助による防災活動を積極的に行うことが重要である。

(自主防災組織の状況：資料 1-2-3)

1 自主防災組織の充実

町及び防災関係機関は、災害発生時における自主防災組織の必要性等について町民に理解を得られるよう通常から広報等を行うとともに、防災訓練等の開催により、自主防災組織の活動の充実を促進する。

2 自主防災組織の編成

自主防災組織は、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、集落(区)単位で編成する。

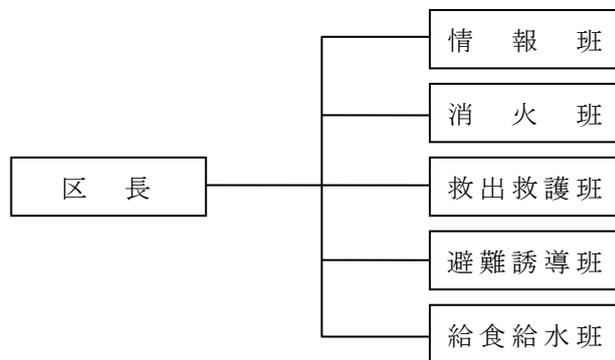
(1) 大きな集落(区)は、適正規模となるように留意する。

(2) 他の地域等への通勤等により昼間人口が減る地域では、日中の活動人員が確保できる規模とする。

(3) 地域内に事業所がある場合には、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防隊を地域の自主防災組織へ積極的に活用する。

(4) 自主防災組織は、防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、活動内容を明確にする。

組織編成を例示すると次のとおりである。



3 自主防災計画

自主防災組織は、災害時に効果的な活動ができるよう次の事項について計画を立てておく。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内の危険箇所
- (3) 各世帯への連絡系統及び連絡方法、及び避難場所、避難経路、避難の伝達方法（区単位にある防災無線及び各戸の受信機の活用）
- (4) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (5) その他の防災資機材等配置場所及び点検方法

4 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及

万一の災害発生に、迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から正しい防災知識の普及に努める。

また、社会福祉協議会等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

(2) 防災訓練等の実施

自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、日頃から各種訓練を行い、町民各自が防災活動に必要な知識と技術を習熟し、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

ア 災害情報の収集伝達訓練

イ 給食給水訓練

ウ 消火訓練

エ 避難訓練

オ 応急手当訓練

(3) 防災資機材等の整備・点検

災害時の活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、定期的な点検を実施し、非常時に確実に使用できるよう備える。

第4 応援協力体制の整備【生活福祉課・各課】

1 県及び県内市町村間の相互応援並びに県外市町村との相互応援

町は、当該地域にかかる災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進める。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておく。

2 防災関係機関の相互応援

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努める。

3 消防の相互応援

(1) 福島県広域消防相互応援協定

町は、消防本部と連携し、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害時における消防活動にあたるため、消防組織法による広域応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されている。

町は、その効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(3) 広域航空消防応援

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想されるため、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。

このため、県は、県内各市町村・消防本部との間で締結している福島県消防相互応援協定に新たにヘリコプター応援に係る協定を加え、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

町は、その効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

なお、消防防災ヘリコプターは、福島県の現状等を踏まえ、ヘリコプターの持つ機能・特性を生かして次のような活動に利用される。

ア 救急・救助活動

- (ア) 山村、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
 - (イ) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
 - (ウ) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
 - (エ) 河川等での水難事故等における捜索・救助
 - (オ) 山岳遭難事故における捜索・救助
 - (カ) 高層建築物火災における救助
 - (キ) 大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送
- イ 災害応急対策活動
- (ア) 地震、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
 - (イ) 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
 - (ウ) 高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
 - (エ) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- ウ 火災防御活動
- (ア) 林野火災等における空中からの消火活動
 - (イ) 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
 - (ウ) 交通遠隔地等への消火資器材、消火要員等の輸送
- エ 災害予防対策活動
- (ア) 災害危険箇所等の調査
 - (イ) 各種防災訓練等への参加
 - (ウ) 住民への災害予防の広報
- オ 広域航空消防防災応援活動

4 県、指定行政機関、指定地方行政機関からの職員派遣受け入れに対応するための資料整備

町は、知事及び指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長から職員の派遣を受けた場合、直ちに派遣受け入れ体制が整えられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

5 経費の負担

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互で協議し定めておく。

6 民間協力計画

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

特に、町の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体等とあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業

務及び協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努める。

第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態を保つため、町及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、配備の安全対策を講じる。

第1 県防災情報通信網の活用【総務課・生活福祉課】

町は、県が整備を行っている次の防災情報通信を積極的に活用し、災害対策に役立てる。

1 福島県総合情報通信ネットワーク

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備え、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網であり、平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、無線設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信及び機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や地上系の画像伝送システムの整備、さらには、有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送などの防災通信機能が整備されている。

2 防災事務連絡システム

気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などが県の各機関、市町村及び消防機関へ配信されている。

町は、この情報を災害対策に役立てるとともに、防災行政無線や広報車による広報、エリアメール（緊急速報メール）等を活用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供するなど、システムの活用を努める。

3 防災情報提供システム

町は、県総合情報通信ネットワークを通じて福島地方気象台から提供される、次の気象、地象及び水象情報等を受け、配備動員の判断等への活用を図る。

- ・気象特別警報 ・気象警報 ・気象注意報 ・気象情報
- ・台風情報 ・天気予報 ・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）
- ・アメダス ・地震に関する情報 ・噴火警報等

第2 町防災行政無線の整備【生活福祉課】

町は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、

被害情報の収集伝達手段として、町防災行政無線の整備充実に努める。

なお、整備にあたっては、通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の導入を促進するとともに、停電時の電源確保のための非常用電源設備の整備を促進する。

また、町防災行政無線（同報系）の整備にあたっては、防災無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に努める。

さらに、平常時から聴取可能範囲の確認を行い、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、戸別受信機の導入や更新に努める。

第3 その他通信網の整備・活用【総務課・生活福祉課】

1 非常通信体制の充実強化

町及び防災関係機関は、災害時に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図り、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県が社団法人アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関もしくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関もしくは団体の加入促進に努める。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

ア 町及び防災関係機関は、災害時の情報伝達手段として、インターネット等の有線系メディアの整備・活用のほか、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

イ 町は、消防庁が運用する J-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民

に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を検討する。

ウ 町は、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図る。

エ 町は、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等の安全確保への自発的取り組みを促進する。

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

第4 通信手段の周知【総務課・生活福祉課】

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段を事前に周知しておく。

第5 気象観測体制の整備【生活福祉課】

気象通報を迅速かつ確実に関係機関及び住民に伝達し、気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

第3節 災害別予防対策

水害、土砂災害及び雪害等の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策【生活福祉課・地域整備課】

本町には、鮫川のほか支流の大平川、大久田川、小松川等の河川が流れており、河川の増水により床上・床下浸水被害が起きるなど、浸水対策のための河川整備を図ることは、安全な社会基盤の整備を図るうえで必要不可欠であるため、総合的な水害防止対策を推進する。

1 河川対策

(1) 河川の整備

災害発生の危険度の高い鮫川及び中小河川の流域について、整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

(2) 洪水ハザードマップ整備の促進

町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域に従い、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリ等による当該施設利用者への洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を整備する。

(重要水防区域：資料 1-3-1、水位観測：資料 1-3-2、河川巡視責任者：資料 1-3-3)

2 下水道対策

(1) 現状と計画

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらすなど、問題を抱えている。

これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

このため、町は、農業集落排水事業を2つの地区で、また、小規模の集落について、林業集落排水事業を12の地区で供用している。その他においては、合併処理浄化槽設置事業により設置者に補助を行っている。

今後においても、合併処理浄化槽設置事業を推進し、設置者の拡大を図る。

3 その他の施設の維持、管理、補修

(1) 農業用水利基幹施設

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）は、町内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適當又は不十分となっているものもある。

排水機場については、洪水期前の機械の点検や操作に従事する管理者等との操作確認や体制の確認を行う。

ため池については、管理者との連携を密にし、用水時期を除く台風シーズン等における、ため池の低水位管理について要請する。

第2 土砂災害予防対策 【生活福祉課・地域整備課】

土砂災害が発生するおそれのある箇所については、災害を未然に防止するため災害危険区域の設定を推進し、避難地や避難路等の防災施設や診療所、特別養護老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する対策を強化した上、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等を整備する。

1 土石流対策

町は、土石流による災害から住民の生命や財産を守るため、砂防事業を推進するとともに、県から土石流危険渓流や砂防指定地、土石流災害に対処するため警戒避難に関する資料を収集する。

2 地すべり対策

町は、地すべりによる災害から住民の生命や財産を守るため、地すべり対策事業を推進するとともに、県から地すべり危険箇所や地すべり防止区域、地すべりに対処するための警戒避難に関する資料を収集する。

3 急傾斜地崩壊対策

町は、がけ崩れによる災害から住民の生命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、県から急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料を収集する。

4 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進している。

町は、県と連携し、土砂災害危険箇所の地域住民への危険周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに、総合的な土砂災害対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

町は、県に対し、土砂災害が発生する恐れのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定するよう要請する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 市町村地域防災計画への記載

町は、警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

イ 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

町は、要配慮者の利用する施設が警戒区域にある場合、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

町は、県が実施する次の規制、勧告等に協力する。

ア 特定の開発行為に対する許可制度

県は、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校や医療施設などの要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に 従っている」と判断した場合に限って許可をする。

イ 建築物の構造の規制

県は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

ウ 建築の移転等の勧告

県は、著しい損壊の恐れがある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

5 道路落石等防止対策

落石・法面崩壊等により、交通網の寸断と住民の生活の安定を損なうことを防ぐため、県の支援のもと、定期的に落石等のおそれのある箇所点検を実施し、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を行って、安全の確保に努める。

6 治山対策

森林は、住民の生活に欠かせない水源のかん養や保健休養の働きとともに、土砂災害の発生防止・土砂災害の際の人家への被害緩和等、土砂災害予防対策に重要な機能を有している。特に重要な働きをする森林は、森林法に定める保安林に指定されており、森林の保全や森林の有する機能が高度に発揮されるように治山事業を実施している。

町は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から県民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある町土を形成するため、治山事業（山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

7 森林整備対策

本町の森林面積は、13,430haで町土面積の約82.2%を占めている。これを保有形態別にみると国有林は6,194ha（46.1%）、民有林は7,236ha（53.9%）である。これらの森林のもつ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

町は、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備を推進する。

8 宅地防災対策

(1) 現状

がけの高さが10メートル以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸（災害発生地区は5戸）以上あること等の条件に該当し、がけ地の付近で災害発生の恐れのある地区にあっては、従来より急傾斜地崩壊防止工事が行われているが、これに当たらない地区では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅も、まだ相当数散在している。

(2) 計画

ア 宅地造成に伴う災害防止の周知

町は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法等に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するために、国、県（土木部）と連携し、移転について指導を行う。

9 災害危険箇所

町地域防災計画に記載する土砂災害危険箇所は資料1-4-1、1-4-2、1-4-3、1-4-4、1-4-5、1-4-6のとおりとする。

10 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立て

ることを目的とする。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象外区域となっている湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とする。

(4) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 県と気象台が共同して作成・発表する情報である

イ 町長が避難勧告等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

ウ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

エ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

オ 対象とする土砂災害は「降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県が設置した雨量観測所の雨量情報を活用する。

(5) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱う。

イ 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除できるものとする。

(6) 利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する

急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

ウ 町長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、前兆現象、県の補足情報（土砂災害情報システムの危険度を示す指標）等も併せて総合的に判断する。

(7) 情報の伝達体制

県は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）により町長その他関係者に伝達する。気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

ア 県と気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合は、気象台は、土砂災害警戒情報を防災情報提供システム等により、県（県民安全総室）等関係機関、NHK福島放送局等報道機関へ伝達する。

イ 県は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達する。

ウ 町は、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

エ その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

第4節 雪害予防対策

降積雪期においても住民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施する。

第1 雪害予防体制の整備【生活福祉課・地域整備課・産業振興課】

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

第2 生活基盤の耐雪化【生活福祉課・地域整備課・産業振興課】

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

エ 役場、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図る。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

(2) 一般建築物

町は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

2 ライフライン施設（電力、通信、LPガス）の雪害対策

電力、通信及びLPガスの供給等を確保するため、施設管理者及び関係機関は雪害対策用資器材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図る。

3 道路交通対策

冬期間の道路交通を確保するため、町は、迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図る。また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される箇所においては、すべり止め用砂箱の設置を行う。

(1) 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう協力体制を確立しておく。

(2) 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

(3) 除排雪計画

町は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し策定する。

イ 除排雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

4 公共交通機関対策

(1) バス交通対策

バス事業者は、道路管理者(町)と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておく。

第3 雪崩対策等の推進【地域整備課】

1 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

町は、気象状況、積雪の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難勧告等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

2 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

町は、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

3 消防防災ヘリコプター等の活用

町は、必要に応じ県に依頼し、消防防災ヘリコプター等による上空からの監視を行い、地上からは発見しにくい異常現象等の早期発見に努める。

第4 救済体制の整備 【生活福祉課】

1 孤立集落の防止

(1) 実態の調査と救助計画の策定

町は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一来に備え、救助計画を策定しておく。

(2) 機能の維持

町は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

(3) 連絡体制の整備

町は、関係機関と連携し、孤立化のおそれがある集落と役場等との通信を確保するため、連絡体制の整備に努める。

(4) 救急、救助計画の整備

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておく。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、町は、県及び警察本部に対し、ヘリコプターの冬期間の運航体制を確立しておくとともに、孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入れ体制を整備しておく。

(5) 生活必需品の確保

町は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

2 ボランティアの活動支援

(1) 体制

町は、ボランティアの受入れ体制として、「第16節第3 ボランティアの連携体制の整備」に定める体制を整備するものとする。

(2) 受入れ

ボランティアの受入れは、町及び社会福祉協議会が協議し、必要に応じ募集するとともに、受入れ窓口の一本化を図る。

3 避難行動要支援者の安全確保

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

町は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、町は一人一人の避難行動要支援者に対して安全確保や複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努める。

なお、降積雪期に、町は定められた避難行動要支援者へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行う。

4 支援体制

雪害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、町及び防災関係機関の防災対策だけではなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合、地域住民だけでは十分に対応できないことから、町は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努める。

また、本町限りで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、県への支援要請体制の整備に努める。

第5 広報活動【総務課・生活福祉課】

1 防災意識の高揚

町は、雪害を最小限にとどめるため、住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に除排雪に伴う注意点を報道機関等を通じて喚起する必要がある。

第5節 火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。

第1 消防力の強化【生活福祉課】

1 消防力の強化

町は、「消防力の基準」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、他の補助制度、防災まちづくり事業等を活用して充実強化を図り、また、消防団員については技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とする。

(消防施設及び消防団員等の現有勢力：資料 1-5-1)

2 消防水利の整備

消火栓、防水水槽等の人工水利の整備及び河川、池等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適切な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

3 救助体制の整備

消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

第2 広域応援体制の整備【生活福祉課】

1 広域応援体制の整備

町は、消防本部と連携し、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、消防本部による、県内全消防本部との「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等については、県によりマニュアル化が行われている。

町は、消防本部と連携し、町が応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定に努める。

第3 火災予防対策【生活福祉課】

1 火災予防思想の普及啓発

町民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町及び消

防本部は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用火災警報器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障害者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように、選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明に努め、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4章 初期消火体制の整備【生活福祉課】

1 消火器等の普及

町及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツ普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓蒙指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画【生活福祉課】

1 道路等の整備

町は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路、避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設促進を図る。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、町及び消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6 火災予防計画【生活福祉課】

火災の予防及び応急救護等、人命尊重等を主眼とし、広報紙、講習会、報道機関の協力等あらゆる機会を活用することにより防災意識の高揚を図る。

1 火災予防思想の普及の徹底

火災防止を図るため、町広報紙及び防災行政無線による広報を行い、火災予防思想の普及の徹底を期する。

2 民間防火の徹底

消防OB、ボランティアクラブ、幼年消防クラブ等消防協力組織の育成強化を図りながら、家庭防火等民間防災の徹底を図る。

3 防火対象の不燃化

新築建造物及び防火対象物については不燃化の指導を行い、大火防止を推進する。

4 危険物等特殊防火対象物の把握

危険物施設及び特殊防火対象等についてその実態を把握し、施設の改善及び消防用設備等の整備を促進し、危険物等特殊火災の防止に期する。

5 消防教養訓練の充実

消防団員の教養訓練高揚を図るため、県消防学校への入校を積極的に推進するとともに新入団員、幹部等については移動消防学校及び町消防団研修所に入校させ、訓練の充実を図る。

6 警告発令伝達計画

警報発令等の異常気象時の災害を未然に防止するため、警報の発令、解除等の伝達及び周知方法について計画する。

7 災害情報の収集及び報告体制の確立

災害情報の収集及び報告は、災害に対するうえで重要なものであることから、これが迅速的確に行われるための体制を確立しておく。

第6節 建造物及び文化財災害予防対策

都市部の近年の著しい都市化現象は、市街地の高密度化を促すとともに、建築物は高層化、大型化し、その用途や設備が多様化している。一方、古殿町においては、以前として木造建築物が多く、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策【地域整備課】

1 民間の建造物

町は不燃性及び建築物の安全性の確保の必要性から、地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、県と協力し、融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

2 公共建築物の耐震、耐火構造の促進対策

町は、公共建築物の災害に対する安全性を確保し被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定に基づき、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。特に、防災拠点施設として極めて重要な庁舎においては、執務室の家具の固定化や早期機能復旧のための耐災環境を整備するとともに、定期的に確認を行う体制を整備する。

また、防災拠点施設として重要な施設となっている石川消防署古殿分署は耐震構造とはなっていないため、施設を管理する須賀川広域消防本部に耐震化を促す。

その他の防災拠点施設においても、優先的な耐震化、停電に備えた太陽光パネルや非常用電源の設置を推進する。

第2 文化財災害予防対策【教育委員会】

1 文化財保護思想の普及啓発

町の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、文化財の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期

的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 予防査察の徹底

消防機関は、町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期する。

5 訓練の実施

町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

台風、洪水、雷、風雪害に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策【東北電力(株)】

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び事業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておく。

第2 ガス施設（LPガス）災害予防対策【LPガス販売店】

1 現況

LPガスは、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして、広く一般的家庭に浸透し、今の生活を支えている。このような、LPガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、供給設備の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設置、業者等に対する保安教育等を実施する。

2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進する。

(1) LPガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施する。

特に、降雪の多い地区においては、屋根からの落雪で壊れないような設置を講ずるとともに、除雪時においてもLPガス設備に損傷をあたえないような設置を講ずる。

イ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、使用時間遮断機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現する。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を推進する。

なお、推進するに当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮する。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておく。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておく。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておく。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食・食料品

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、LPガス業者と事前に協議し、復旧計画を定めておく。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先度を考慮して策定する。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、町の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施する。

(6) 防災関係機関との相对協力

ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるように協議しておく。

第8節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定【総務課・生活福祉課・地域整備課】

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入れ拠点を指定するものとする。

1 緊急輸送路

(1) 町は、県庁（県災害対策本部）、県中地方振興局（県災害対策地方本部）、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等（別表1）を緊急輸送路として、指定する。

(2) 確保すべき路線の順位は、次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

町内の輸送に不可欠な幹線道路で、最優先に確保すべき路線であり、県指定緊急輸送路の第2次確保路線とする。

イ 第2次確保路線

町災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資受入れ拠点として、別表2のヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

3 物資受入れ拠点

町は、県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、他市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として、陸上輸送拠点の指定について、今後検討する。

第2 緊急輸送路等の整備【地域整備課】

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く。）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

第3 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについては、あらかじめ公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行い、届出済証の交付を受けておく。

また、民間協定締結事業者等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。

別表 1

緊急輸送路線

(1) 第1次確保路線

| 種 別 | 路 線 名 | 区 間 |
|-------|--------|------------|
| 国 道 | 349号 | 鮫川村境～平田村境 |
| 主要地方道 | いわき石川線 | 石川町境～いわき市境 |

※県指定緊急輸送路の第2次確保路線

(2) 第2次確保路線

| 種 別 | 路 線 名 | 区 間 |
|-------|-----------------|------------|
| 主要地方道 | 古殿須賀川線 | 福島空港西線～全線 |
| 主要地方道 | いわき上三坂小野線 | いわき市～全線 |
| 主要地方道 | 勿来浅川線 | いわき市境～鮫川村境 |
| 県 道 | 三株下市萱小川線 | 平田村境～全線 |
| 県 道 | 浅川古殿線 | 石川町境～全線 |
| 町 道 | 名花石戸屋線 ほか4路線 | 一級路線 |

(3) 第3次確保路線

今後、逐次指定を行う。

別表 2

ヘリコプター臨時離着陸場

(1) 陸上自衛隊第44普通科連隊管内

| 市 町 村 名 | 所 在 地 | 名 称 | 管 理 者 |
|---------|----------------|-------|-------|
| 古 殿 町 | 古殿町大字松川字横川 476 | 町民運動場 | 町 長 |

第9節 避難対策

町及び防災関係機関は、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者にも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定【総務課・生活福祉課】

町は、地震や風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

避難計画の策定に当たっては、避難の長期化や、県外も含めた市町村間を越えた広域避難についても考慮する。

また、町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。

（避難計画で定める内容）

- 1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準
- 2 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法
- 3 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
- 6 避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
 - (2) 避難収容中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 避難所の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給食施設
 - (3) 給水施設
 - (4) 情報伝達施設

(5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

(6) ペット等の保管施設

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

(1) 情報の伝達方法

(2) 避難及び避難誘導

(3) 避難所における配慮等

(4) 福祉避難所の設置

なお、町は、防災・福祉担当部局（生活福祉課）の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援の体制を整備し本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮の上、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定に努める。

また、要配慮者に対する救援措置については、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮する。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

(2) 標識、誘導標識等の設置

(3) 住民に対する巡回指導

(4) 防災訓練の実施等

第2 指定緊急避難場所の指定等【総務課・生活福祉課】

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

(1) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

(2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入

れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあつては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

2 指定避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設)の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。

(1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(2) 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

(4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

ウ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。

エ 原則として耐震構造(昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

3 指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合の留意点

(1) 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

(2) 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（県民安全総室）に通知するとともに、公示する。

(3) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

(4) 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（県民安全総室）に通知するとともに、公示する。

(5) 地域との事前協議

町は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに収容するための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

4 学校を指定する場合の措置

町は、学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

5 その他の施設の利用

町は、指定した指定緊急避難場所及び指定避難所が不足する場合、または避難が長期化する場合には、厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

（指定避難所等調：資料 1-6-1）

第3 避難路の指定・設定【総務課・生活福祉課・地域整備課】

町が策定する避難計画の避難路の選定基準は概ね次のとおりとする。

1 避難路の設定基準

(1) 避難路は、おおむね 8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて設定する。

(2) 避難路は相互に交差しないものとする。

(3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安

全性に配慮する。

- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第4 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

【総務課・生活福祉課】

町は、災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、住民に地域内の避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

また、より多くの人々にこれらの内容を伝えることが出来るよう、ピクトグラムや多言語表示による掲示板の設置や周知を図る。

第5 学校等施設における避難計画【教育委員会】

学校、社会福祉施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等における避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定める。

また、施設の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、町は、その策定に助言や協力、調整を行う。

- (1) 避難実施責任者

- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

第10節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

災害時には、医療機関の機能低下及び交通の混乱による搬送能力の低下が予想されるため、関係機関の協力のもと人命の安全確保を行うとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の充実を図る。

第1 医療(助産)救護体制の整備【生活福祉課・健康管理センター】

1 医療(助産)救護活動体制の確立

町は、災害時における迅速な医療(助産)救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療(助産)救護体制の確立を図る。

- (1) 救護所の指定及び整備と住民への周知
- (2) 救護班の編成体制の整備

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 血液確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について県民への普及啓発を図る。

4 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

町及び消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。

(2) 搬送経路、搬送拠点の確保

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の広域輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保する。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させる。

5 医療関係者に対する訓練等の実施

町は、県と連携のもと、災害発生時に迅速かつ円滑な医療(助産)救護活動が行われるよう、医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策【生活福祉課・健康管理センター】

1 防疫体制の確立

町は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資器材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する連絡体制の整備

町は、災害の発生による、感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）の発生が予測されることから、県及び医療機関との連絡体制を整備する。

第3 応援医療体制の整備【生活福祉課・健康管理センター】

1 広域的医療協力体制の確立

災害時に、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の救護活動を行うため、町及び関係医療機関は広域的医療協力を得るための調整・整備を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

町は、災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療（助産）救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網を、県、関係市町村及び関係機関と調整し整備を図る。

第1 1 節 食料等の調達・確保及び防災倉庫等の整備

住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資器材等の整備を図る。

第1 食料、生活物資の調達及び確保【生活福祉課・住民税務課】

1 食料

- (1) 町は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなど、食料調達体制の整備に努める。
- (2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮する。
- (3) 町が備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して3日分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (5) 町は、災害応急対策に従事する職員用として食料の備蓄に努める。

2 生活物資

- (1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなど、生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

- (2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討する。

- (3) 町が備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第2 飲料水の確保【生活福祉課・地域整備課】

1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討する。
- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資器材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資器材の整備に努める。

また、県の指導のもと、応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置に努める。

第3 物資等輸送力の確保【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 一般物資輸送力の確保

町は、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数の把握や輸送事業者等との災害時応援協定の締結に努め、県と連携のもと、一般物資輸送力の確保に努める。

2 燃料輸送力の確保

町は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、燃料輸送事業者やタンクローリー等の台数の把握など、燃料輸送力の確保に努める。

第4 防災倉庫等の整備【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 防災倉庫の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資器材倉庫の整備に努める。

また、公用施設、公共施設の整備を進め、災害応急対策従事職員用の備蓄スペースの確保を図るとともに、学校の空き教室等、既存の不用となった施設の活用についても検討を行い、資器材等の保管場所の確保に努める。

2 防災資器材の整備

町は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資器材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。

また、長期間の避難者受け入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置等の資材整備に努める。

第12節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 一般住民に対する防災教育【生活福祉課】

町及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を中心に住民への防災知識の普及啓発活動に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進に努める。

また、町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、危険箇所や避難所を示した防災マップの配布を行い、災害情報看板等を街頭や公共施設に設置するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

1 実施の時期

| 普及啓発事項 | 予防運動 | 期間 |
|--------------|--------------|-----------------------|
| 風水害予防に関する事項 | 水防月間 | 5月～9月 |
| | | 5月1日～5月31日 |
| 土砂災害予防に関する事項 | 土砂災害防止月間 | 6月1日～6月30日 |
| | がけ崩れ防止週間 | 6月1日～6月7日 |
| | 山地災害防止キャンペーン | 5月～6月 |
| 火災予防に関する事項 | 春季全国火災予防運動 | 3月1日～3月7日 |
| | 秋季全国火災予防運動 | 11月9日～11月15日 |
| 雪害予防に関する事項 | 雪崩防災週間 | 12月～3月 12月1日～12月7日 |
| 地震災害に関する事項 | 防災とボランティア週間 | 1月15日～1月21日 |
| | 防災とボランティアの日 | 1月17日 |
| | 防災週間 | 8月30日～9月5日 |
| | 防災の日 | 9月1日 |

2 普及の内容

防災知識の普及啓発にあたっては、災害発生時の心得等災害に関する一般的な知識とともに、3日分の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止等、家庭での予防・安全対策、町防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握等、住民一人ひとりが日頃から心がけておくべき実践的な事項について十分配慮する。

3 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、様々な広告媒体の積極的な利用を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育【生活福祉課】

社会福祉施設及び旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、町及び防災関係機関は、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。

第3 職員に対する教育・研修・訓練【総務課・生活福祉課】

町及び防災関係機関は、災害時における適切な判断及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に行うなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織の形成を図る。

第4 学校教育における防災教育【教育委員会】

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすること等、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の方法については実態に即した具体的な指導を行うよう努める。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりとし訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施など内容を工夫するとともに、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用などにより避難訓練の活性化を図る。

3 教科目による防災教育

教科においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」のほか、「防災教育」を組み込み、これらの教科目を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害

時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、「自分の命は自ら守る」といった意識や防災活動を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断のもとに安全で迅速な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 消防学校の防災教育【生活福祉課】

住民の願いである「安全で安心できる生活」を確保するため、教育訓練機能の拡充強化による消防団員の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及啓発と教育の充実を図ることにより、21世紀の消防防災を担うにふさわしい人材の育成に努める。

1 消防団員の教育訓練の充実強化

近年の社会経済状況は、急激な都市化、山間部における過疎化、さらには高齢化の進展とともに、住民生活の多様化をもたらし、火災をはじめ災害の態様も複雑かつ大規模化してきているところである。

このため、消防に対するニーズも一層増大かつ高度化してきている。

町は、各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防団員等を養成するため、消防学校における教育訓練への参加を促し、充実強化を図る。

2 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要である。

また、東日本大震災を契機とした住民の防災意識の高揚や災害ボランティア活動への関心が高まりつつあることから、町は自主防災組織、自衛消防隊、幼年消防クラブ等の指導者や防災担当者に、県等が実施する教育への参加を促し、防災意識の普及啓発と教育の充実を図る。

第13節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ確かな活動を行うためには、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、町及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、各種の防災訓練を実施し、地域防災の習熟、防災関係機関相互の連絡体制の確立及び防災体制の充実を図り、合わせて町民の防火意識の高揚を図るものとする。

なお、各種の防災訓練に当たっては、高齢者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

第1 総合防災訓練【生活福祉課・各課】

町は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民等の参加のもとに、総合的な防災訓練を定期的実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

第2 個別訓練【生活福祉課・各課】

1 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報伝達の迅速化及び資料管理等の確認を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図る。

2 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を定期的実施する。

なお、実施の際は、町防災行政無線、衛星携帯電話、電子メール等の多重化した通信施設及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

4 古殿町災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、町に派遣された情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、古殿町災害対策本部運営訓練を実施する。

5 避難所設置運用訓練

町は、県中地方振興局と連携し、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び行政区、自主防災組織等の協力を得て、定期的に避難所設置運用訓練を実施する。

6 土砂災害防災訓練

町及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

7 その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

第14節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導 【総務課・生活福祉課】

町及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。

また、町は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。なお、その際、女性の参画の促進に努める。

第2 自主防災組織の編成基準 【総務課・生活福祉課】

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成する。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動 【総務課・生活福祉課】

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における市町村や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器（AED）の操作法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心とて秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行う。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

第4 企業防災の促進【総務課・生活福祉課・産業振興課】

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

このため、町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る

また、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

第5 地区防災計画の作成【総務課・生活福祉課】

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第15節 要配慮者予防対策

町及び社会福祉施設等の管理者は、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に対する災害予防対策を積極的に推進するものとする。

要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者へ提供し、情報共有をする。

第1 社会福祉施設等における対策【生活福祉課】

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時においては移動等の問題などから要配慮者となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

とくに、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておく。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう、施設の構造、入所者の判断能力と行動能力等

の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

とくに、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

第2 在宅者に対する対策【生活福祉課】

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

2 避難行動要支援者の範囲

(1) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者の情報（要介護状態区分別、障害種別、支援区分別）を集約するなどして把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を作成し、管理する。

また、在宅の状態にない、社会福祉施設等に入所している要配慮者に関しても可能な限り把握する。

さらに、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認められるときは、福島県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 町の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で行政区、民生委員等が支援の必要を認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項は、以下のとおりである。

- ア 氏名

- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町はその名簿について、少なくとも6ヶ月に一度は更新を行う。

更新に関しては、避難行動要支援者に該当する者が、転入又は転居・死亡等した場合、新たに避難行動要支援者として認められた者がいた場合は、名簿の情報を追加又は削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所した場合も該当する名簿の情報を削除する。

3 避難行動要支援者の名簿情報の提供

(1) 名簿情報の提供

町は、本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(2) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者は、以下のとおりである。

- ア 県警察（石川警察署）
- イ 消防機関（石川消防署古殿分署・消防団）
- ウ 民生児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 行政区長
- オ 自主防災組織
- カ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(3) 避難行動要支援者の意思確認

町は、名簿に掲載された避難行動要支援者本人に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたことを通知するとともに、拒否の意思表示をしない限り避難支援等関係者に名簿情報を提供することを通知する。

4 名簿情報の適正管理

(1) 町の措置

町は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する場合は、以下に示す措置を講ずるよう努める。

- ・ 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- ・町の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ・施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ・名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(2) 避難支援等関係者における名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた者は、名簿情報を適正に管理する。

5 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため、災害時の通報システム等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅の要配慮者の安全性を高めるため、自動消火器や火災警報器等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

6 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

7 支援体制及び避難用器具等の整備

町は、災害発生時に要配慮者を適切に避難誘導するため、民生児童委員等と連携を図り、行政区、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める個別計画の策定に努める。

とくに発災初期においては、防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

第3 外国人に対する防災対策【生活福祉課・住民税務課】

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難所、避難場所、避難路等の避難に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第4 避難所における要配慮者支援【生活福祉課】

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とする。やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備の整備及びスロープ等の段差解消設備の事前準備に努める。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

町は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができ、生活支援が受けられる社会福祉施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておく。また、必要となる専門的人材の確保について関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られる受入体制を構築する。

第16節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義【生活福祉課】

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

町は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努める。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

【生活福祉課・社会福祉協議会】

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、社会福祉協議会、県社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの連携体制の整備

【生活福祉課・社会福祉協議会】

1 町からの情報共有

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努める。

2 コーディネート体制の整備

町は、社会福祉協議会等やボランティア関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備とする。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

また、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供

についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

3 ボランティア活動保険

町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第4 ボランティアの種類 【生活福祉課】

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防・警察業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、専門職ボランティアやボランティアコーディネーター等の育成方法等について検討する。

第17節 危険物施設等災害予防対策

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第1 危険物施設災害予防対策【総務課・生活福祉課】

1 現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

町は、危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物取扱所に対し有効な指導ができるよう、消防本部と連携して危険物行政の指導を行い、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を消防関係機関等の協力の下に実施している。

2 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

(5) 自主保安体制の確立

町は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑制するため、消防本部と連携し次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

(ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。

(イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

4 安全対策の強化

町は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防機関等による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 火薬類施設災害予防対策 【総務課・生活福祉課】

1 現況

火薬、爆薬をはじめとする火薬類は、土木、採石、鉱山などの幅広い産業分野において活用されており、火薬類の製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県において、火薬類の爆発等の災害防止及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者（以下「関係事業者」という。）は、災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物（以下「施設等」という。）は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底するものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行う。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

(2) 予防教育計画

ア 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図る。

イ 関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促

進を図る。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

水害等発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

(5) 関係事業者の自主保安体制

関係事業者は、県の指導のもと、自主保安体制の促進を図る。

第3 高圧ガス施設災害予防対策 【総務課・生活福祉課】

1 現況

高圧ガスについては、化学工場をはじめとして各種工場、冷凍倉庫から病院に至るまで幅広く使用されており、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県において、ガスの漏洩、爆発、火災による災害を防止するため、高圧ガス製造事業所等に対する保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施する。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図る。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。
ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておく。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

高圧ガス製造事業者等及び関係団体は、県の指導のもと、自主保安体

制の促進を図る。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策【総務課・生活福祉課】

1 現況

毒物・劇物については、化学工場をはじめとして各種工場での原料等に幅広く使用されており、毒物・劇物の製造、貯蔵、取扱、運送に当たっては、災害発生の際の毒物劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる災害を防止するため、県においては、毒物劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施している。

2 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出もしくは流れ出又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備する。

3 事業計画

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法（以下この項目について「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底する。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守する。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図る。

(3) 防災資機材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持する。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行う。

(5) 毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

毒物劇物取扱事業者及び関係団体は、県の指導のもと、自主保安体制の促進を図る。